（登録経理試験事務の実施に係る義務）

第十八条の二十一　登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四　（略）

五　登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の九による合格証明書（以下「登録経理試験合格証明書」という。）を交付すること。

（準用）

第十八条の二十二　第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を
（略）	
第七条の七第二項	前三条
（略）	（略）
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書
（略）	（略）
第七条の十三	登録技術試験が第七条の六第一項
（略）	（略）

第十八条の三第三項第二号ロの登録を	
（略）	
第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五	第十八条の二十第二項第二号
（略）	（略）
登録経理試験合格証明書	
（略）	（略）
登録経理試験が第十八条の二十第一項	
（略）	（略）

（登録経理試験事務の実施に係る義務）

第十八条の六　登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四　（略）

五　登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の七の二による合格証明書（以下「登録経理試験合格証明書」という。）を交付すること。

（準用規定）

第十八条の七　第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を
第七条の五第二号、第七条の十八第四号	第七条の十五
（略）	
第七条の七第二項	前三条
第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項及び第二項、第七条の十三から第七条の十七まで	登録技術試験実施機関
（略）	（略）
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書
第七条の十第十三号	第七条の十六第三項
（略）	（略）
第七条の十三	登録技術試験が
	第七条の六第一項
（略）	（略）

第十八条の三第三項第二号ロの登録を	
第十八条の七において準用する第七条の十五	
（略）	
第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五	
登録経理試験実施機関	
（略）	（略）
登録経理試験合格証明書	
第十八条の七において準用する第七条の十六第三項	
（略）	（略）
登録経理試験が	
第十八条の五第一項	
（略）	（略）